

規定中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第八十一条の第十四第二項及び第三項（連結事業年度における所得税額の控除）並びに第八十一条の第十五第五項（連結事業年度における外国税額の控除）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、同条第十六項中「連結確定申告書にこれら」とあるのは「連結中間申告書にこれら」と、同条第十七項中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書、連結確定申告書」とする。

（連結子法人の個別帰属額等の届出）

第八十一条の二十五 連結子法人は、各連結事業年度に係る第八十一条の二十二第二項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限までに、当該連結事業年度に係る第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項（次項において「個別帰属額等」という。）を記載した書類に当該連結事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付し、これを当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 省 略

（連結子法人の連帯納付の責任）

第八十一条の二十八 連結子法人は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税（当該連結子法人と当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものに限り。）について、連帯納付の責めに任ずる。

2 省 略

（連結欠損金の繰戻しによる還付）

第八十一条の三十一 連結親法人の連結確定申告書を提出する連結事業年度において生じた連結欠損金額がある場合（第三項の規定に該当する場合を除く。）には、その連結親法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該連結欠損金額に係る連結事業年度（以下この項において「欠損連結事業年度」という。）開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、当該分割型分割の日の属する第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日）前一年以内に開始したいずれかの

規定中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第八十一条の第十四第二項及び第三項（連結事業年度における所得税額の控除）並びに第八十一条の第十五第五項（連結事業年度における外国税額の控除）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、同条第十六項中「連結確定申告書にこれら」とあるのは「連結中間申告書にこれら」と、同条第十七項中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書、連結確定申告書」とする。

（連結子法人の個別帰属額等の届出）

第八十一条の二十五 連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、当該連結事業年度に係る第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項（次項において「個別帰属額等」という。）を記載した書類に当該連結事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付し、これを当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 同 上

（連結子法人の連帯納付の責任）

第八十一条の二十八 連結子法人は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税（当該連結子法人の連結事業年度の期間に納税義務が成立したものに限り。）について、連帯納付の責めに任ずる。

2 同 上

（連結欠損金の繰戻しによる還付）

第八十一条の三十一 連結親法人の連結確定申告書を提出する連結事業年度において生じた連結欠損金額がある場合（第三項の規定に該当する場合を除く。）には、その連結親法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該連結欠損金額に係る連結事業年度（以下この項において「欠損連結事業年度」という。）開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割以外の場合には、当該分割の日の属する第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日）前一年以内に開始した

2 前項に規定する同族特定信託とは、受益権を有する者（同族会社でない法人を除く。）の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人（同族会社でない法人を除く。）が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が百分の五十を超えるものとして政令で定める特定信託をいう。

3 7 省略

（特定信託に係る所得税額の控除）

第八十二条の六 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

2 省略

（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）

第一百条 内国普通法人等が清算中に所得税法第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課された所得税の額は、政令で定めるところにより、その内国普通法人等の清算所得に対する法人税の額から控除する。

2 3 省略

（清算中の所得に係る予納申告）

第一百二条 省略

2 前項第一号に掲げる課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一章第一節第三款及び第四款（課税標準の計算）（第四十二条から第五十条まで（圧縮記帳）、第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、第五十七条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十項中「確定申告書」とあ

2 前項に規定する同族特定信託とは、受益権を有する者（同族会社でない法人を除く。）の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人（同族会社でない法人を除く。）が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が百分の五十以上に相当するものとして政令で定める特定信託をいう。

3 7 同上

（特定信託に係る所得税額の控除）

第八十二条の六 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

2 同上

（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）

第一百条 内国普通法人等が清算中に所得税法第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課された所得税の額は、政令で定めるところにより、その内国普通法人等の清算所得に対する法人税の額から控除する。

2 3 同上

（清算中の所得に係る予納申告）

第一百二条 同上

2 前項第一号に掲げる課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一章第一節第三款及び第四款（課税標準の計算）（第四十二条から第五十条まで（圧縮記帳）、第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、第五十七条第一項及び第八項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十二項中「確定

るのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第五十八条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第五項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十七項中「記載した確定申告書」とあるのは「記載した確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書」と、「確定申告書にこれら」とあるのは「清算事業年度予納申告書にこれら」と、「確定申告書に当該」とあるのは「確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書、清算事業年度予納申告書」とする。

3 省略

（青色申告の承認の申請）

第二百二十二条 省略

2 前項の場合において、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当するときは、同項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の前日とする。

一 三 省略

四 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合（連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結親法人事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第八号において同じ。）開始の日に当該分割型分割を行った場合を除く。）における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度 当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

五 内国法人が第四条の五第二項第四号又は第五号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）におけるその取り消された日の前日の属する事業年度 当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

六 内国法人が第四条の五第二項各号の規定により第四条の二の承認を取り消された場合におけるその取り消された日（以下この号及び次号において「取消日」という。）の属する事業年度 当該取消日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とのうち早い日

七 前号の内国法人の同号に掲げる事業年度開始の日からその終了の日までの期

申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第五十八条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第六項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十七項中「記載した確定申告書」とあるのは「記載した確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書」と、「確定申告書にこれら」とあるのは「清算事業年度予納申告書にこれら」と、「確定申告書に当該」とあるのは「確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書、清算事業年度予納申告書」とする。

3 同上

（青色申告の承認の申請）

第二百二十二条 同上

2 同上

一 三 同上

四 連結法人が第四条の五第二項各号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（次号及び第七号に規定する場合を除く。）における当該連結法人のその取り消された日の属する事業年度 その取り消された日以後二月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうち早い日

五 連結法人が第四条の五第二項第二号又は第五号の規定により第四条の二の承認を取り消された場合（連結親法人の事業年度終了の日に連結子法人が解散したことにより連結子法人がなくなつたことに基因して当該連結親法人の当該承認が取り消された場合及び連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結親法人事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。第七号において同じ。）終了の日に連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人が解散（合併による解散を除く。）をしたことにより当該連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつたことに基因して当該連結子法人の当該承認が取り消された場合を除く。）

における当該連結法人のその取り消された日の属する事業年度 その取消しの

間が三月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度（取消日以後三月を経過する日までに開始するものに限る。）当該取消日以後三月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とのうちいずれか早い日

八 第四条の五第三項の承認を受けた内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度 当該翌事業年度開始の日以後三月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

3・4 省 略

（青色申告の承認申請の却下）

第二百二十三条 税務署長は、前条第一項又は第三項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 三 省 略

四 第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された場合で、その取り消された日以後一年以内にその申請書を提出したこと。

（青色申告の承認があつたものとみなす場合）

第二百二十五条 第二百二十二条第一項（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する当該事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については当該事業年度開始の日以後六月を経過する日とし、同条第二項第四号又は第五号の内国法人についてはこれらの号に定める日とし、同項第六号又は第七号の内国法人のうちこれらの号に定める日がこ

基因となつた事実が生じた日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

六 前二号に規定する連結法人のこれらの規定に掲げる事業年度終了の日までの期間が三月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度 前二号に規定する三月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

七 連結法人が第四条の五第二項第四号の規定により第四条の二の承認を取り消された場合（連結親法人事業年度開始の日に連結子法人が合併による解散をし、又は連結親法人事業年度終了の日に連結子法人が解散（合併による解散を除く。）をしたことに基因して当該連結子法人の当該承認が取り消された場合を除く。）における当該連結法人のその取り消された日の属する事業年度又は連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割の日の前の属する事業年度 当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

八 第四条の五第三項の承認を受けた内国法人の当該承認を受けた日の属する事業年度の翌事業年度 当該翌事業年度開始の日以後三月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

3・4 同 上

（青色申告の承認申請の却下）

第二百二十三条 同 上

一 三 同 上

四 第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された場合で、その取消しの処分があつた日以後一年以内に青色申告の承認の申請書を提出したこと。

（青色申告の承認があつたものとみなす場合）

第二百二十五条 第二百二十二条第一項（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する当該事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日とし、同条第二項第七号に規定する法人については同号に定める日とする。）までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日

これらの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とする。)までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

2・3 省略

(青色申告の承認の取消し)

第二百二十七条 第二百一十一条第一項(青色申告)の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度までさかのぼつて、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書(納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。)は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一～四 省略

五 第四条の五第一項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認が取り消されたこと。その取り消された日の前日(当該前日が連結親法人事業年度(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日である場合には、その取り消された日)の属する事業年度

2・3 省略

(同族会社等の行為又は計算の否認)

第三十二条 税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一 省略

二 イからハまでのいずれにも該当する内国法人

イ・ロ 省略

ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式の数又は出資の金額の合計額がその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額(その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の三分の二以上に相当すること。

においてその承認があつたものとみなす。

2・3 同上

(青色申告の承認の取消し)

第二百二十七条 同上

一～四 同上

五 第四条の五第一項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認が取り消されたこと。その取消しの処分があつた日の属する連結事業年度開始の日の属する事業年度

2・3 同上

(同族会社等の行為又は計算の否認)

第三十二条 同上

一 同上

二 同上

イ・ロ 同上

ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式の数又は出資の金額の合計額がその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二以上に相当すること。

(国内源泉所得に係る所得の金額の計算)
 第四百二十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第八款まで(内国法人の各事業年度の所得の金額の計算)(第四十六條(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)及び第六十一條(協同組合等の事業分量配当等の損金算入)並びに第五款第五目(連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益)及び第六目(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益)を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。

別表第一 公共法人の表(第二条関係)

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)

(国内源泉所得に係る所得の金額の計算)
 第四百二十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第八款まで(内国法人の各事業年度の所得の金額の計算)(第四十六條(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)及び第六十一條(協同組合等の事業分量配当等の損金算入)並びに第五款第五目(連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益)及び第六目(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益)を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。

別表第一 公共法人の表(第二条関係)

一 同上

名称	根拠法
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)
同上	同上
同上	同上
同上	同上
空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)

省略	社会保険診療報酬支払基金	省略	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
	自動車安全運転センター		自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
	国民生活金融公庫		国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
	国際協力銀行		国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
港務局	公営企業金融公庫	港湾法	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）

同上	社会福祉・医療事業団	同上	社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）
同上	雇用・能力開発機構	同上	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）
同上	国民生活センター	同上	国民生活センター法（昭和四十五年法律第九十四号）
同上	国際協力事業団	同上	国際協力事業団法（昭和四十九年法律第六十二号）
同上	国際観光振興会	同上	国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十二号）
----------	----------------------------

新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五十九号）
省略	省略
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）

日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）

日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
---------	-------------------------

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）	同上									
日本学術振興会	日本学術振興会法（昭和四十二年法律第二百二十三号）	同上									
日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法（昭和四十一年法律第八十八号）	同上									
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）	同上									
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）	同上									

日本道路公団	日本道路公団法 (昭和三十一年法律第六号)
--------	-----------------------

日本放送協会	放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)
日本郵政公社	日本郵政公社法 (平成十四年法律第九十七号)

年金資金運用基金	年金資金運用基金法 (平成十二年法律第十九号)
省略	省略
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法 (昭和三十七年法律第四十三号)

本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法 (昭和四十五年法律第八十一号)
-----------	----------------------------

同上	日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法 (昭和四十六年法律第九十四号)
同上	日本貿易振興会	日本貿易振興会法 (昭和三十三年法律第九十五号)
同上	同上	同上
同上	日本労働研究機構	日本労働研究機構法 (昭和三十三年法律第百三十二号)
同上	同上	同上
同上	同上	同上
平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律 (昭和六十三年法律第六十六号)	平和祈念事業特別基金等に関する法律 (昭和六十三年法律第六十六号)
放送大学学園	放送大学学園法 (昭和五十六年法律第八十号)	放送大学学園法 (昭和五十六年法律第八十号)
同上	同上	同上
水資源開発公団	水資源開発公団法 (昭和三十六年法律第二百十八号)	水資源開発公団法 (昭和三十六年法律第二百十八号)

二 省略

別表第二 公益法人等の表（第二条、第二条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十二号）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）
省略	省略
企業年金基金	確定給付企業年金法

二 同上

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係）

一 同上

緑資源公団	緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）

名称	根拠法
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）
海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）
同上	同上
海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）
同上	同上
同上	同上
同上	同上
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせない）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）

財団法人（民法第三十四條（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	民法
---	----

市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自転車競技会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）
省略	省略
職業訓練法人	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）

同上	産業基盤整備基金	同上	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）
同上	自動車事故対策センター	同上	自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	新エネルギー・産業技術総合開発機構	同上	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）
同上	同上	同上	同上

<p>生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）</p>	<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）</p>
<p>税理士会</p>	<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）</p>
<p>省 略</p>	<p>省 略</p>
<p>中央労働災害防止協会</p>	<p>労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）</p>
<p>中小企業団体中央会</p>	<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）</p>
<p>投資者保護基金</p>	<p>証券取引法</p>
<p>独立行政法人（別表第一第一号の表に掲げる以外のもの、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務</p>	<p>独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法</p>

同上	同上
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）
同上	同上
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）
同上	同上
同上	同上
同上	同上

大臣が指定をしたものに限る。)	土地改良事業団体連合会	省略	日本司法書士会連合会	省略	日本商工会議所	省略	農業協同組合中央会	農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）
	土地改良法	省略	司法書士法	省略	商工会議所法	省略	農業協同組合法	

農業者年金基金	同上	日本障害者雇用促進協会	同上	同上	同上								
農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）	同上	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）	同上	同上	同上								

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 課税価格、税率及び控除
 - 第一節 相続税(第十一条—第二十条の二)
 - 第二節 贈与税(第二十一条—第二十一条の八)
- 第三節 相続時精算課税(第二十一条の九—第二十一条の十八)
- 第三章 財産の評価(第二十二条—第二十六条の三)
- 第四章 申告、納付及び還付(第二十七条—第三十四条)
- 第五章 更正及び決定(第三十五条—第三十七条)
- 第六章 延納及び物納(第三十八条—第四十八条)
- 第七章 雑則(第四十九条—第六十七条の二)
- 第八章 罰則(第六十八条—第七十二条)

(趣旨)

第一条 この法律は、相続税及び贈与税について、納税義務者、課税財産の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手續並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第一条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 扶養義務者 配偶者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七條(扶養義務者)に規定する親族をいう。
- 二 期限内申告書 第五十条第二項の場合を除き、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による申告書をいう。
- 三 期限後申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項(期限後申告書)に規定する期限後申告書をいう。
- 四 修正申告書 国税通則法第十九条第三項(修正申告書)に規定する修正申告書をいう。

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
 - 第一節 相続税(第十一条—第二十一条)
 - 第二節 贈与税(第二十一条の二—第二十一条の八)
- 第三章 同上
- 第四章 申告及び納付(第二十七条—第三十四条)
- 第五章 同上
- 第六章 同上
- 第七章 雑則(第四十九条—第六十七条)
- 第八章 同上

(相続税の納税義務者)

第一条 左に掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

- 一 相続又は遺贈(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないものに住所を有するもの
- 二 相続又は遺贈に因りこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

(贈与税の納税義務者)

第一条の二 左に掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

- 一 贈与(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの
- 二 贈与に因りこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

- 五 更正 国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。
- 六 決定 国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

(相続税の納税義務者)

第一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

- 一 相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの
- 二 相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの(当該個人又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。))が当該相続又は遺贈に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していることがある場合に限る。)
- 三 相続又は遺贈によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの(前号に掲げる者を除く。)
- 四 贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を取得した個人(前三号に掲げる者を除く。)

(贈与税の納税義務者)

第一条の四 次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

- 一 贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの
- 二 贈与により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの(当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していることがある場合に限る。)
- 三 贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの(前号に掲げる者を除く

(相続税の課税財産の範囲)

- 第二条 第一条の三第一号又は第二号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する。
- 2 第一条の三第三号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。

(贈与税の課税財産の範囲)

- 第二条の二 第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。
- 2 第一条の四第三号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、贈与税を課する。

(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)

第三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。この場合において、その者が相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。第十五条、第十六条、第十九条の二第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第一項及び第六十三条の場合並びに「第十五条第二項に規定する相続人の数」という場合を除き、以下同じ。）であるときは当該財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈により取得したものとみなす。

- 一 被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の保険金（共済金を含む。以下同じ。）又は損害保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。）を取得した場合においては、当該保険金受取人（共済金受取人を含む。以下同じ。）について、当該保険金（次号に掲げる給与及び第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものを除く。）のうち被相続人が負担した保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分

(相続税の課税財産の範囲)

- 第二条 第一条第一号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する。
- 2 第一条第二号の規定に該当する者については、その者が相続又は遺贈に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。

(贈与税の課税財産の範囲)

- 第二条の二 第一条の二第一号の規定に該当する者については、その者が贈与に因り取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。
- 2 第一条の二第二号の規定に該当する者については、その者が贈与に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、贈与税を課する。

(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)

第三条 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。この場合において、その者が相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。第十五条、第十六条、第十九条の二第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第一項及び第六十三条の場合並びに「第十五条第二項に規定する相続人の数」という場合を除き、以下同じ。）であるときは当該財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈により取得したものとみなす。

- 一 被相続人（遺贈者を含む。以下同じ。）の死亡により相続人その他の者が生命保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の保険金（共済金を含む。以下同じ。）又は損害保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。）を取得した場合においては、当該保険金受取人（共済金受取人を含む。以下同じ。）について、当該保険金（次号に掲げる給与及び第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものを除く。）のうち被相続人が負担した保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分

二六 省 略

2 前項第一号又は第三号から第五号までの規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。ただし、同項第三号又は第四号の規定により当該各号に掲げる者が当該被相続人の被相続人から当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金については、この限りでない。

3 省 略

(遺贈により取得したものとみなす場合)

第三条の二 民法第九百五十八条の三第一項(特別縁故者への相続財産の分与)の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた場合においては、その与えられた者が、その与えられた時における当該財産の時価(当該財産の評価について第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額)に相当する金額を当該財産に係る被相続人から遺贈により取得したものとみなす。

(贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合)

第四条 信託行為があつた場合において、委託者以外の者が信託(退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。)の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があつた時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利(受益者が信託の利益の一部を受ける場合には、当該信託の利益を受ける権利のうちその受ける利益に相当する部分。以下この条において同じ。)を当該委託者から贈与(当該信託行為が遺言によりなされた場合には、遺贈)により取得したものとみなす。

2 次の各号に掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生じたため委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者となつた場合においては、その事由が生じた時において、当該受益者となつた者が、その信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈与(第一号の受益者の変更が遺言によりなされた場合又は第四号の条件が委託者の死亡である場合には、遺贈)により取得したものとみなす。

一・二 省 略

三 受益者が特定していない、又は存在していない信託について、受益者が特定

二六 同 上

2 前項第一号又は第三号から第五号までの規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。但し、同項第三号又は第四号の規定により当該各号に掲げる者が当該被相続人の被相続人から当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金については、この限りでない。

3 同 上

(遺贈に因り取得したものとみなす場合)

第三条の二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十八条の三第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた場合においては、その与えられた者が、その与えられた時における当該財産の時価(当該財産の評価について第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額)に相当する金額を当該財産に係る被相続人から遺贈に因り取得したものとみなす。

(贈与又は遺贈に因り取得したものとみなす場合)

第四条 信託行為があつた場合において、委託者以外の者が信託(退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。)の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があつた時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利(受益者が信託の利益の一部を受ける場合には、当該信託の利益を受ける権利のうちその受ける利益に相当する部分。以下本条において同じ。)を当該委託者から贈与(当該信託行為が遺言によりなされた場合には、遺贈)に因り取得したものとみなす。

2 同 上

一・二 同 上

三 受益者が特定していない又は存在していない信託について、受益者が特定し